



2023年 2月
第 187号

シーダ・ウォーカー

時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。1月20日、政府は新型コロナウイルス(COVID19)を2類相当感染症から5類に引き下げる方針を発表しました。感染症の分類は以下(Wikipedia から一部改)のとおりですが、COVID19は現在「2類相当」と指定されています。

1類感染症 感染力・重篤度・危険性が極めて高く、早急な届出が必要になる: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、天然痘(痘瘡)、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱

2類感染症 感染力・重篤度・危険性が高く、早急な届出が必要になる: 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)

3類感染症 感染力・重篤度・危険性は高くはないものの、集団発生を起す可能性が高いため早急な届出が必要になる: コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、腸チフス、パラチフス

4類感染症 人同士の感染は無いが、動物・飲食物等を介して人に感染する為、早急な届出が必要になる: E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9を除く)等41種

5類感染症 国家が感染症発生動向の調査を行い、国民・医療関係者・医療機関に必要な情報を提供・公開し、発生及び蔓延や伝染を防止する必要がある感染症: インフルエンザ(鳥及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(A型及びE型を除く)、後天性免疫不全症候群(HIV・エイズ)、風疹、麻疹、破傷風等41種



2類相当から5類になるとどうなるかというと、行政的には緊急事態宣言などの行動制限、入院勧告・指示、自宅療養要請ができなくなります。医療対応は指定医療機関(発熱外来やコロナ病床など)から一般医療機関に代わります。医療費やワクチン接種は現在公費負担ですが、5類では自己負担が生じる可能性があります(これは別途決まります)。どうなのでしょう、医療側では「どこでも受け入れるというのは無理なのでは」という声が強いようですが。

栄養科より今月の一押しメニュー



2月3日(金)「節分」の昼食には「太巻き・いなり寿司、つみれ汁」をご用意します。また2月14日(火)はバレンタインということで、おやつに「ガトーショコラ」をご用意しております。寒い日が続いておりますが季節のイベント食などで気持ちを盛り上げ、心も体も元気にお過ごしください。

シーダ・ウォークは高齢者とご家族を支援する施設です。

- 入所 ①ロングステイ: 1か月～
②ショートステイ: 1週間程度
- 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

杉並区桃井3-4-9(荻窪消防署 隣) TEL 03-5311-6262

シーダ・ウォーカー 法律相談

相続土地国庫帰属制度の創設について

「相続土地国庫帰属制度」というあらたな制度が創設されました。今年の4月27日より施行されます。どのような制度かという、相続などによって土地の所有権を取得した相続人が、その土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。手放すためには、法務大臣の承認を得る必要があります。このような制度が創設された背景は、都市部への人口移動や人口の減少により、特に地方の山林等の土地の利用ニーズが低下し、土地を所有することに対する負担感が増加しています。そのような土地が適切に管理されずに放置されたままになると、将来には所有者不明の土地になってしまうおそれがあります。すでに、国内の所有者不明の土地(不動産登記簿を見てもすぐには所有者が分からない土地や、所有者に連絡がつかない土地)の面積は、九州を越えています。そのため、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。

この制度の利用を申請できる人は、相続や遺言によって土地の所有権を取得した相続人です。売買等によって任意に土地を取得した人や、法人は含まれません。

ただし、この制度を利用して土地を手放すためにはある程度の費用がかかります。

まず、土地上に建物があったり、隣地との境界が明らかではない土地は、この制度を利用できません。そのような土地について国庫帰属の申請をするためには、建物を壊して更地にし、測量をして隣地との境界を明らかにする必要があります。

また、申請が認められたとしても、国庫に帰属させるためには、国に負担金を納付する必要があります。国に納める負担金の額は、将来10年分の土地管理費に相当する額になります。

このような金銭的負担も生じるため、相続した土地を手放して国庫に帰属させるのも容易なことではありません。しかし、先延ばしにすると、将来の世代(お子さんやお孫さん)に負担を後回しすることになってしまいます。相続で受け継いだ遺産の中に管理困難な不動産が含まれている場合には、この制度の利用もご検討ください。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 惇

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>



2023年1月25日発行 vol.187 発行責任者: 吉田晴彦
編集責任者: 落合直樹 発行: 社会医療法人河北医療財団
介護老人保健施設シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180
<https://kawakita.or.jp/suginami-area/cedar/>



2022年度 シーダ・ウォーク クリスマス会

2022/12/24~25



撮影時のみマスクを
外しています



今年も各フロアにてクリスマス会をおこないました★
各階スタッフが工夫を凝らし、ケーキやプレゼント、ゲームや歌などもあり、
ご利用者のみなさまにも楽しんでいただけたようです。

